

「足場の組立て等作業主任者講習」のご案内

吉祥天(株)柏崎講習センター
新潟労働局長登録第 173号

つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うには、事業主は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者として選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければなりません。
については、同講習を下記により開催することといたしましたので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

1 受講対象者

● 次のいずれかに該当する者

- ①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
(※当該作業については労働基準規則により18歳未満の者の就業が禁止されているため、
受講可能年齢は21歳以上となります)
- ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
(※上記1と同様の理由により受講可能年齢は20歳以上になります)
- 技能講習規程第1条の各号にあげる者で、訓練終了後に足場作業に2年以上従事した経験を有する者
- 上記①、②のいずれかに該当する者で、職業能力開発促進法施行令別表第1に掲げる、検定職種のうちとび1級、2級の技能検定に合格した者
- 上記①、②のいずれかに該当する者で、職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

※免除要件の詳細は、【免除区分表】をご確認ください。

2 会場、定員

柏崎市北半田2-7-18

吉祥天(株)柏崎講習センター

TEL.0257-23-1474

FAX.0257-23-8175

定員 20名

※先着順で定員になり次第締め切りとなります。

3 受講料(お一人様当り)

全科目受講：12,760円 (消費税込み、テキスト代含む)

一部免除受講：10,450円 //

4 受付開始・締め切り

講習開催日の2ヵ月前から受付開始です。お電話での受付はいたしません。

先着順で定員になり次第締め切りとなります。定員に達していた場合は、ご連絡をいたします。

5 申込方法

受講申込書に記入のうえ、FAX送信してください。仮受付をいたします。

受講可能な方には受講票を発送します。到着後、開催日の1週間前必着で下記提出書類をご郵送下さい。

(1) 講習料金を下記の口座にお振込みください。

第四北越銀行 柏崎支店

普通口座 1755752 吉祥天株式会社

※振込手数料は申込者のご負担でお願いします。また領収証は払込金受領証をもって代えさせていただきます。

(2) 提出書類

- ・本受講申込書
- ・受講料振込受領証のコピー
- ・写真1枚(本申込書に貼付)
- ・本人確認書類(免許証・健康保険証・住民票 どれかのコピー)
- ・【免除区分表】受講資格の確認書類

写真

裏面に 氏名を記入
3cm×2.5cm

6 講習時間割日程表

講習科目		全科目受講者	一部免除受講者
一日目	作業の方法に関する知識 (8:50～17:30)	7時間	免除(※1)(※2)
二日目	工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識 (8:40～12:00)	3時間	免除(※1)(※2)
	作業者に対する教育等に関する知識 (12:50～14:30)	1.5時間	免除(※2)
	関係法令 (14:40～16:20)	1.5時間	1.5時間
	修了試験 (16:30～17:30)	1時間	1時間

※遅刻、途中退席、欠席した場合は修了できませんのでご注意ください。

※二日目 講習終了後、修了試験(1時間)を行います。修了試験合格者に修了証を交付いたします。

※受講者及び講師の都合により、開始又は終了時間を変更する事があります。

7 免除者(※1)(※2)について

次の者は、一部の受講を免除するものとする。

- (※1) ・技能講習規程第1条の各号にあげる者で、訓練終了後に足場作業に2年以上従事した経験のある者
 ・職業能力開発促進法又は改正前の職業訓練法に基づく検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
 ・一定の法に定められた、とび科の訓練修了者。
- (※2) ・とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

8 その他

- ・受講申込書を受理した後、2週間前までに受講票を送付いたしますので当日持参して下さい。
なお、開催日の1週間前になっても届かない場合はご連絡ください。
- ・受講の取消は、講習開催日前日までに必ずご連絡ください。ただし、ご返金は致しません。

【免除区分表】

区分	要件	受講資格の確認書類
1 (免除なし)	1. 満21歳以上で、足場作業に3年以上従事した経験を有する者 2. 満20歳以上で大学、高専、高校、中学教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場作業に従事した経験を有する者	・実務経験証明書 (2の方は、卒業証明書または卒業証書の写しも必要)
2	技能講習規程第1条の各号にあげる者(以下1～5)で、訓練終了後に足場作業に2年以上従事した経験を有する者 1. 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 2. 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める居住システム系建築科又は移住システム系環境科の訓練を修了した者 3. 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という)別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という)第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という)第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む)を修了した者 4. 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む)を修了した者 5. 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む)のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という)別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者	・実務経験証明書 ・修了証の写し
3	1. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則の訓練科欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む)を修了した者(とび科の訓練を修了した者については木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者については木質構造施工についての技能を専攻した者に限る) 2. 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	・1の方は、修了証の写し ・2の方は、技能検定合格証の写し
4	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	・指導員免許の写し

※足場作業とは、「足場の組立て、解体又は変更に関する作業」のこと。